平成２２年（フ）第６３１号
和歌山市粟173番地の２　杉本住宅25号室
債務者　林　　初美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６４０号
和歌山県岩出市中島1081番地の15
債務者　北原久美代（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６４６号
和歌山市松江中１丁目14番28号
債務者　片岡　英和
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６５３号
和歌山県有田市箕島430番地　由良孝政方
債務者　土井　裕美（旧姓松ヶ野）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１１０号
長野県南佐久郡佐久穂町大字大日向2034番地１
債務者　由井　　隆（旧姓油井）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１５８９号
東京都立川市柴崎町４―11―14東京都新生寮、住民票上の住所東京都新宿区上落合３丁目20番17号小田原荘101
債務者　篠澤　麻美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５９２号
東京都国分寺市泉町３丁目30番１―106号都営泉町三丁目アパート
債務者　天野　弘之
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５８６号
東京都狛江市中和泉５丁目７番19号
債務者　井上　朗子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６６号
青森県つがる市木造日向35番地17
債務者　野呂　和貴
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１９１８０号
東京都練馬区春日町３丁目33―６　フラットねりまⅠ―６号室
債務者　渡邊　香南
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２２４号
千葉県市川市相之川３丁目１―23―301
債務者　吉田　大作
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２５２号
神奈川県鎌倉市梶原３丁目16―５
債務者　寺崎真利子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２５３号
東京都町田市忠生４―６―１　都営忠生４―４―301、住民票上の住所東京都渋谷区広尾１丁目４―３　第二むつみ荘山の１号室
債務者　宗田亜希子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２５４号
東京都江戸川区西一之江４丁目５―17―207
債務者　中井麻姫子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２５５号
神奈川県厚木市妻田東３丁目23―４　ガヴァナーズアームスＢ―201
債務者　千葉　純一
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２５６号
東京都新宿区新宿６丁目27―９―402
債務者　溝上　朗生
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部